

農業資材審議会農薬分科会農薬原体部会での公表文献の取扱いについて
(令和4年9月21日 農業資材審議会農薬分科会農薬原体部会決定)

1. 農業資材審議会農薬分科会農薬原体部会（以下「原体部会」という。）における公表文献の取扱いについては、以下のとおりとする。
 - (1) 原体部会で取りまとめた「農薬原体の成分規格の設定に用いる試験成績」においては、添加物及び不純物の毒性について、先ず、既存の利用可能なデータを用いるとしており、利用可能なデータとして、化学物質の分類リスト、安全データシート、動物代謝試験、毒性試験に用いた農薬原体の組成分析及び構造活性相関を示している。
 - (2) これらのうち、化学物質の分類リスト及び安全データシートを用いる際には、引用元となっている国内外における安全性評価書、その根拠となる公表文献等を本部会の評価に利用している。
 - (3) (1) 及び (2) に加え、「公表文献の収集、選択等のためのガイドライン」（令和3年9月22日農業資材審議会農薬分科会決定）に基づき収集した公表文献の提出を求めるかどうかについては、
 - ・ 不純物のほとんどは、農薬原体を製造した際に副反応等により生成した農薬原体に固有かつ微量の化学物質であり、通常、その毒性に関する公表文献が存在することはないと考えられること
 - ・ 添加物及び不純物の一部は、一般工業製品として入手可能な化学物質であり、その毒性に関する公表文献が存在する場合もあるが、評価に必要な毒性情報が十分得られる化学物質の多くは、化学物質の分類リスト及び安全データシートが利用可能であると考えられることから、求める必要はないと判断する。